

◇京都府交通安全基本条例の一部を改正する条例（京都府条例第41号）（議会事務局）

1 改正の理由

「あおり運転」とされた、悪質・危険な運転による死傷事件・事故等の発生に係る最近の情勢並びにこれに対処するための道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正による妨害運転に対する罰則の創設等及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）の一部改正による危険運転致死傷罪の対象となる妨害運転行為の追加による法制上の措置が講じられたことを踏まえ、府内における危険運転の根絶に向けて、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

妨害運転は、取返しのつかない結果をもたらし、決して許されないものであることの十分な認識を府民に浸透させるため、根絶すべき危険な運転として例示的に明記する飲酒運転、無免許運転等の並びに、妨害運転を追加することとした。（第17条関係）

3 施行期日

令和2年12月23日